

【令和7年度第2回津島市人権施策推進審議会 概要】

令和7年9月29日（月）午後2時から午後3時

津島市役所1階東会議室

出席者

委員

水谷瀧男委員、黒田剛司委員、小澤功子委員、千賀浩司委員、加藤栄一委員、
宇藤久子委員、村松まさ子委員、木村智衆委員

事務局

水谷市民生活部長、松岡人権推進課長、八木統括主任、山口主査

欠席者

鈴木悦子委員、柴原圭一委員、竹本都美子委員、三輪宮子委員、飯田浩平委員

1 新任委員の紹介

2 会長あいさつ

3 議題

○質疑応答

黒田会長：

追加資料の分野別課題の集計について、今回の調査と令和元年度の調査を比較すると、全て今回調査の方が上回っている。丸の付け方、丸を付ける数が令和元年と違うのではないかな。

→事務局：

令和元年度では、丸が3つまでの設問となっていた。表の下の方に※印で補足として令和元年度は「○は3つまで」の設問となっている。プランに入れる際は留意したい。

→黒田会長：

そのことは表記しておいた方が良い。条件が変わった時は単純に比較ができないので、そういった事項は必ず記載するようにしてもらいたい。

→黒田会長：

職場における人権は、今回初めて取り上げたテーマという形になるか。

→事務局：

貴見のとおり。災害時における人権、新型コロナウイルスについても同様。

→A委員：

追加資料の内容が入る分、ページ数がずれるということか。

→事務局：

貴見のとおり。追加した分、ページが後ろにずれていくことになる。

黒田会長：

各分野別課題に対して、図表で取組の方向で表が入っているが、これに基づいて色々な施策を考えているということか。

→事務局：

皆様に毎年度第1回での審議会でお示しする進捗確認が、細かな施策の内容になる。

B委員：

プランとしては非常によくできていると思う。実行はどのように考えているのか。

例えば、追加資料の上位になる回答は、ほとんどマスメディアや色々と皆さんが知識として持っているものがどうしても上位となる。部落差別などといったものは、皆さん知識が無いので興味を示さないということもある。プランにあるように、啓発・教育の方に興味を持っていただければ、10パーセントでも上がると思う。実際、啓発に力をどれくらい入れているのかの実証が必要なのではないかと思う。

予算の面でも、例えば勉強会をするにしても、講師の先生を呼ぶにしても、講師料が1万円以下では他県から交通費を考えると十分ではない。プランにあるように啓発・教育のところに力を入れるために、実際実行するのになかなか難しいと思います。その辺りをどうお考えか。

→事務局：

プランだけではなく実行することが大切なのだとすることは貴見のとおり。

分野別課題の順位付けは、マスメディアでよく取り上げられるもの等が上位に来ているが、1番最初に部落差別を持ってきている。市としての姿勢、方針などを含めて決定しているところ。

予算が限られた中で、効果的な実行ができるように進めていきたいと考えている。

→A委員：

これは人権だけでない問題だと思う。

例えばこどもはヤングケアラーの問題がある。現在、市でどのような状況にあるかということ調査しないと、どのようにしていったら良いかということが分からないと思う。この辺りについては、教育委員会がこどもについて分かると思うので、プランのもとに協力し合ってやっていくという状況を作っていかなければならないと思う。高齢者の問題等をすべて人権推進課だけでできるのかと言われれば、絶対にできないと思う。密接にコミュニケーションを取りながら進めていくことはやっていった方が良いと思う。

絵に描いた餅になってはいけいないので、ただプランに盛り込んで終わりですというのではなく、課と協力してもらえない状況であれば、会長からご指摘いただくなど。人権が尊重されるまちづくりという意味が無くなってしまうので、その辺りを常に掲げてやった方が良いと思う。

→事務局：

分野別課題、課題ごとの方向性は私どもで定めるが、それに伴う各種施策、各種実行すべき、実施すべき施策については、各課でそれぞれに関する人権施策を推進するというような形で進めている。連絡を密にしながら進めていきたいと思う。

B委員：

人権擁護委員でもある会長にお聞きするが、人権擁護委員の活動支援の記載がある。地域における人権教育啓発の促進、それと人権擁護委員に対する活動の支援及び研修とある。地域への研修や啓発は十分だと思われるか。更に市に協力していただかなければならないか。

→黒田会長：

「基本施策の推進」という項目がある。基本施策の推進等とは、「人権教育・啓発の推進」と「相談支援体制の充実」。本質的に人権課題等そういったものに取り組む、あるいは人権問題を少しでも減らすという形の方向性。1の人権教育・啓発の推進、相談を見ても、支援体制が実質

的に人権侵害を受けた人たちがどのように解決していくかということの支援を、課長も仰ったが、もう少し具体的ににならないかなと思う。

「関係機関との連携に関する事業の取組」という形でもう少し具体的に、もう一つ次の段階を具体的に書いていただけると良い気がする。ただ、このままでいくと啓発、相談という形で出てしまうので、支援体制の充実ということでもう少し、具体的に考えていただけると良いかと思う。

それは、例えばB委員が仰るように、人権教育の講演会をやる時に、講師の先生の手当てを、例えば増額した時に、もっと実のある講演会になるのではないかというご意見もある。ただ、市としては一生懸命やられているということは実感しているが、どうしてもこういう計画になると、皆さんが仰るように絵に描いた餅になる。人権に関わる限りは、具体的にやっていただいていると思う。B委員が最初に、アンケート調査で部落差別の問題が19.0%だと。他の人権課題が非常に多いということは、部落差別に対する啓発活動等をきちんと、もっとやらないから分らないのではないかということも仰っている。私は、これは現在の人権課題の順位をある程度正確に示しているような気がしている。それで部落差別が少なくなってきたということは、それだけ市や色々な関係機関が部落差別に対して積極的に取り組んできて、その結果として他の人権課題がクローズアップされてきたというような気がしている。もう少し、基本プランでは書けないかもしれないが、具体的に支援体制をどうしていくかということで、そちらを少し考えていただけるといいかと思う。

→A委員：

勉強することが一番大事だと思っている。例えば、小学校や中学校の時代に、部落問題はいけないということを、よく分かるようにこどもたちに指導するようなことが必要だと思う。

昔の話だが、小学校高学年の5人くらいのグループで、誕生日会をしていたらしい。部落の子がその中に入っていた。部落の子の誕生日になり、招待したが、誰も来なかったという。その子はすごく悲しんだと思う。どうして来てもらえないのかと聞いたら、親がこどもに、そこは怖いところだ、汚いところだという話になったとのことだった。こどもたちが部落問題について理解をしているなら、親に対して間違っていると言える。それを出来るようにするのは、難しい部分もあるが教育だと思う。部落差別について回答率が高くないのは、目で見たりしただけで、誰が部落の人であることは分からないところもある。そこで、地域において偏見を作るような状況がある。

人権問題は非常に難しいと思う。しかし、人間として生まれてきた以上、人権は守らなければならないし、守ってもらわなければならない。人に対する差別は許さないこと。力を入れて、例えば広報等を通じながら、人権問題について、なぜ差別はいけないのか等についてやっていく。差別をするということについて、例えば動物の中でも犬は差別的な行為をするのかと言ったら、そうではないと思う。人間だけがそのような差別的な行為をするということについて、立ち止まって考えてもらわないといけないと、私なりにそのような考えを持って活動している。今後、色々な部分で差別的な行為があれば、どうしてなのか、それは違う、と言って勉強してもらおう機会を作っていただきたいと常に思っている。

→C委員：

今現在は学校ではどうなのか。

→A委員：

今はあまり聞かない。それが隠れているのか、それとも人権問題、部落問題についてよく理解をしてそのような状況になったのかということを考えないといけない。今でも部落差別はあるので、他の人権課題も含めて、学校できちんとした教育をしていかないといけないと思う。

→B委員：

昔と違って、今、部落問題に対しての教育の比重が非常に低くなっている。人権全般の中のちょっとした問題だとして。我々が勉強してきたこととも今は違う。当時は、運動団体の顔を見て、政府の顔を見てという形で、古い、全然違った部落史。政府の方に問題をぶつけようとして、そういうものを作ってきたわけだが、本当の意味の部落史、これが勉強できていれば、アンケートにあるように、「これは、同和地区の人だけの問題だから、自分とは直接関係ない問題だと思う」とか、「自分ではどうしようもない問題だが、誰かしかるべき人が解決してくれる」とか、「自分ではどうしようもない問題だから、成り行きに任せるより仕方ないと思う」といった回答は出てこないはず。前から、韓国・朝鮮人問題、それと部落差別問題、これは非常に社会の外の問題ですからということで、皆さん興味を示さないというか、理解を示さない状況にある。歴史を踏まえて教えていければ、今の子どもたちは賢いから、ちゃんと理解してくれると思う。それに対して啓発・教育を、仰るようにしっかりしていただかないと困る。副会長の水谷委員は、南文化センター運営協議会の会長をされている。ここに書いてある啓発・交流の拠点となる取組を推進するということだが、されているか。

→水谷副会長：

私見だが、人権については教育が一番大事で、教育無しでは変わらない。教育活動をどんどんやって、一人でも理解のある人を増やす。一人一人が自分の心を変えないことには、この問題はなかなか解決しないと思う。

つまり、部落というのは、そこに住んでいる人たちに対してで、一人一人の人間ではなく、その人やグループの人たちを、皆が変な目で昔から見ている。私自身も子どもの頃言われた。親にそういう気持ちがあった。私自身は南小学校で8年間お世話になり、地域に入って、よく関わって、色々な人の話を聞く中で、色々勉強させていただいて、部落差別はいけないということが分かり、退職後、16年間愛知県で自分の体験をもとにして講演している。愛知県や名古屋市で講演しているが、そういう機会を増やしていくことが大事だと思う。講演会はどうしても同じような人が来場者になりがちなので、そこをどうしていくか。例えばどこかの地域でこうやってやるとか、そのような形で広めていかないと、特に部落問題については非常に難しいと思う。

名古屋市は各区ごとに生涯学習センターがあり、一般募集をして、その中で部落差別のことを講演しています。15地区あって、全てで講演しているが、積極的に聞きに来てくれる人もいます。そういう人たちを広めていくこと、やるのは難しいが、それが大事かと思う。

これはお客さんだけではなく、色々な人権問題についてはやはり正しいことを皆が理解することが大事。これからの若い人たちが、SNS等色々なところに書いてあることを見極められる力というのは、教育でやっていかないといけないと思っている。

黒田会長：

人権イコール部落差別、あるいは同和问题と捉えられた時期もあった。しかし、今は人権という捉え方の中に部落差別という課題がある。A委員がおっしゃるように、高齢者、障がいのある方の問題もあるという形で、学校教育はそういった考え方に基づいて人権教育をされている。これは、研究会、大学でも同様で、個別の問題ではなく、人権、あるいは一般的な差別をなくするという形で、各学校の道徳の時間でされている形になっているので、私はそのようなやり方が正しいのではないかなと思う。

現に、部落差別に関する出版社、明石書店や解放出版社等、歴史的な差別に関わる本のみではなく、むしろ全般的な人権にかかわる出版が非常に多くなってきているような時代。意識調査の

結果が、津島のみではなく、全国的な傾向という形になってくる。他の委員の仰るように、意識調査では学校などにおいて人権教育を充実させるという回答がトップに来ている。重要なことであるので、そのために、こういった取組が必要かということを考えていただきたいと思っている。

→B委員：

人権擁護委員や、学校の先生の話を知ると、うちは学校区に部落地区がないから必要ないと仰る。確かに学校区の中に部落地区がないところもあるが、部落出身者のいない学校区、小学校区、中学校区は無い。その中で、全然教育されていない。これは本当にあった話だが、自分も部落差別を多少していたらしい女の子が、インターネットで自分の父親の出身が部落だったということで、すごくショックを受けて、呆然としてしまったと、自殺まで考えようと思ったというくらい話が広島であった。だから、学校に部落地区が無いからうちは関係ないではない。

→黒田会長：

同じようにこどもの人権や、いじめになって不登校になった方の問題も、量的にかなりあると思う。それぞれ別々の課題という捉え方をするのではなく、人権施策推進プランの場合には、全体像をとらえてみて、そこから個別にどうしていくかという形で進めていく。各学校の人権教育で必ず部落差別問題を取り上げていただきたい。現にあそこはこういう部落差別があります。たまたま私たちの学校区には部落差別、同和地区は無いですよということは、教え方としてはおかしい話だと思う。全般的な人権問題として、こどもも、部落差別についても、根源的には同じだと思う。だから、それは各学校の裁量に任せておいて、人権というものの捉え方をきちんと教えてもらう。障がいのある人を差別してはいけない。笑ってはいけないと、そういうことを通じて、部落差別にも通じるような心理を与えて欲しいと考えている。部落差別については、現代では大分改善されてきているような気がする。

A委員：

例えば障がいのある人に対すること、性に関すること。人間は男と女だけだと言った大統領がいたが、それは間違っている。

言い方は悪くなるかもしれないが、一人の人間の気持ちとして、色々な気持ちを持っている人がいる。私は絶対にあなたとは同一にできないという人もいるし、私はあなたと同一できるなという人もいると思う。そういう多様化している部分のことが必要になるなど。全体的に人権を守るということを一つの柱にしながら、あらゆる部分のところで差別をしてはいけない。憲法14条にも書かれている。なぜか差別的な意識が、どこからか出てくる。それに対して私どもがどう対応したらいいのかと言うと、それは間違っているよと言えるような形。自分自身が少しずつ勉強しなければならないという話だと思う。ある国の大統領が、性は男と女しかいないと言ったら、私たちは、あの発言は絶対に差別的な発言である、と出している。

色々な形で人権が尊重されない部分があるとすると、正していく。そのためには、理解してもらうためには勉強してもらうことが一番大事。

黒田会長：

部落問題は、津島市全体としてももちろん大事だが、それと同じように大事なものがあるから、推進プランの中では全体像を見た施策を推進していただいて、その中のトップバッターとして部落問題についてどのようにやっていくか。それ以上にこどもの人権の方がもっと大事だと思っている人もいるかもしれないし、障がいのある人については国が障害者差別解消法を出しているのだからかなりの施策があると思う。ヘイト問題もそうだと思う。それぞれの代表はそれぞれ取組み、

結果全体的な取組みになる。一番大事なものは「人権尊重のまちづくり」。バランス良く考えた方が、個人的には良いかと思う。

A委員：

役所の中で人権がきちんと守られていないと、市民が一番損をする。他の差別的な行為があるならば、その部分の解消をする。そういう方向性に、例えば今日ご出席の皆さんと一緒にしながら方針案を作っていくといいのではないかと思う。

→事務局：

基本目標に「あらゆる偏見や差別を解消」とある。津島市の全ての方の人権が尊重されるように進めさせていただければ。

教育の部分について、今回の市民意識調査によると、非常に多かった答えが、わからない、無回答という結果。正しい知識が届いていないことに起因しているのではと感じているところがある。これまでに引き続き、社会教育、学校教育、地域の教育、そういったところにも、継続的に啓発活動を進めていくことが重要であると認識している。水谷副会長も仰ったように、一緒の人ばかりみえるだけではいけない、というところがある。SNS等を使って、これまで届かなかったところにも、そういった啓発を進められるように実施している。

D委員：

私は2年間この審議会に参加している。今日の活発な話し合いを通して、今まで腹に上手く収まっていなかったものが、ずっと落ちたなと感じた。津島市が抱えている人権問題について、それぞれどういう形で進んでいくのかということが、私の中でははっきりしたような気がする。

一つ伺いたいのが、追加資料のところで、「エイズ患者及びHIV（エイズウイルス）感染者の人権」というものがあり、その2つ上には「ハンセン病回復者等の人権」とある。ハンセン病感染者ではなく、回復者となっているのは何か理由があるのか。

→事務局：

比較のために県の意識調査に合わせているところもあるが、今はハンセン病は治癒する病気。しかし治癒はしても、社会復帰をした後に、就職できない、結婚できないといった差別を受け、結果やむを得ず療養所に戻ることになったという背景がある。ハンセン病になったという段階でももちろん本人の家族にも及ぶ差別はあった。入れられた療養所でも人権を無視した扱いをされた。ハンセン病の場合はそういった意味合いで、「回復者」と記載されていると解釈している。

→B委員：

部落差別の中にも含まれている。被差別身分の中に入っている。

→黒田会長：

「ハンセン病回復者等の人権」の「等」の中に、ハンセン病患者及びハンセン病回復者の人権という形で、感染者も入っているのだと思う。結構、世の中では使われている。感染病患者というよりも感染病回復者と言うことが多い。

水谷副会長：

素案を見ながら、自分の思いをお伝えしたが、前の計画と違って途中で図を差し込んだり、分かりやすくなったなど。これはプランなので、どう実行するのかということが大事。講演会や、勉強会といった教育が一番大事だと思っている。どう充実させていくかということが、色々あ

るのではないかと思う。こういった場で色々と意見を出し合って、少しでも広がっていくような方向になってくれる良い。

→黒田会長：

市役所や職場などで、環境という形でパワハラやセクハラといった問題があるが、それもすべて人権課題の中の一つという形になる。A委員が言われるように、人権が津島市の政策の中では基本的なものとして一番大事と感じる。素案としては良いのではないか。そこまでページが多くなく、上手くまとまっていると思う。データに基づいているということが一番大事。具体的にやろうと思っても、これをやったからものすごく効いた、というのはあり得ない。それはあらゆる課題についてもそう。地道な日々の課題、あるいは取組みが、非常に重要だということも、市民の方や市職員の方にも理解していただいて、このような活動を各課に行っているということだけは、職員の方にも理解していただきたいし、市民の方もそういう捉え方をしてほしい。

相談体制もかなり充実してきた。この問題についての窓口はどこかということも明確になってきているが、再度明確にするつもりがあれば、こういう問題についてはこの相談窓口、電話はここですよ、と整理する形で、市の広報お知らせするなど、とにかく地道な活動しかない。それを積み重ねてきて、私は個人的に、部落問題も随分改善されてきたなと思っている。そういった活動を20年、30年続けるということが、未来の津島市にとっては大事なことでないかと考えている。

B委員：

「各種の相談に応えられる体制」の「身近で相談しやすい人権に関する相談支援窓口」について、人権推進課、福祉課が担当課になっている。人権擁護委員は現在8名で、2か月に1回、南文化センターで相談窓口を二人一組でしている。以前は社協のほうで月に1回、民生委員と一人ずつ出てやっていた。8人だと簡素になってしまっている。相談の内容は人権に関わるだけでなく、近所の問題、嫁姑の問題、そういった問題で相談に見える方が多い。相談に乗ることが、スキルアップにもなる。民生委員も参加したらどうかとお願いができればよいと思うがいかがか。こちらからお願いするのは筋ではないので、向こうから来てくれれば良いのだが。

→A委員：

相談件数は多いのか。

→B委員：

少ないが、それでも1件2件はある。少ないから減らすのではなく、広報等で募ってもらいたい。

→A委員：

件数が少ないということは、市民に対してこういう相談窓口あるということを周知徹底されているのか、されていないのかということ。また、相談に応じて、例えば弁護士等に繋げることができるのか。また、予算の兼ね合いはどうか。

→事務局：

繋げることはある。

→B委員：

相談を受けた後、繋げるところまでする。一番大事なのは話を聞いて、相談をするところがいくつもあるという安心感が必要だと思っている。

→事務局：

無料法律相談等は予算の関係があるが、人権擁護委員が実施していることは実費弁償のみ。

→A委員：

予算に関係ないなら、増やしても影響がないと思うが、違うのか。

→事務局：

民生委員の場合は、報酬が発生する。

→黒田会長：

市の広報に相談窓口の一覧表が載っている。人権擁護委員としてという形だが、B委員の要望で、津島支局の電話相談についても書いてある。それはそれで良いのではないかと思う。

今は2人ずつやっているが、過渡期なのでこれからどのようになるのかは分からないが、相談窓口は結構ある。その窓口を明確にして、具体的な相談に応じた窓口を紹介するということが必要ではないか。窓口の充実というところで、市で今以上に必要と思ったら、どのような相談窓口が新たに必要なのか、というところも含めて考えていただく。ただし、効率化ということもある。相談支援が基本施策の一つとなっているので、そこは充実いかなくては。

→事務局：

関連の仕方と記載内容など、そういった中で対応できればというところもあるかもしれないので、また検討させていただきたい。

⇒第3回推進審議会は、令和8年1月28日（水）14時から4階大会議室にて開催を予定